



テミス通信

第 40 号 / 2019年7月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



茶臼山・慶沢園

7月に入り、ようやく梅雨入りとなりました。不順な気候に心配は尽きません。
みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

2月より事務所の改装工事をスタートし、この度、ようやく完成となりました。
その間、事務所にお越し下さった皆さまには、大変ご不自由をおかけしましたこと、
心よりお詫び申し上げます。

お陰様で、執務室にゆとりが生まれ、打合せスペースが執務室から離れ、フリースペース
では作業をしたり、昼食をとったり、情報発信の場とすることができるようになりました。
働く私たちはもちろん、お立ち寄りいただく皆さま方にも、リラックスしてお話の弾む
スペースとなれば幸いです。これからも、事務所一同、業務を通じてお役にたてるよう
精進いたしますので、変わらぬご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

テミス通信第40号をお届けします。

(佐井恵子)

夏休みのお知らせ

8月13日(火)より8月16日(金)まで通常業務をお休みさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

その間に登記申請の予定のある方は、予めご連絡いただければ
対応できますので、遠慮なくお申し付け下さい。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



改正相続法《遺留分制度》スタート ～財産承継・事業承継へ及ぼす影響～

令和元年7月1日より、改正相続法の多くの部分が適用開始となりました。遺言においては、遺留分について配慮をしておくことが「争わない相続には必要」です。今回の改正で、遺言者の意思に手厚い制度となった遺留分について取り上げます。(改正遺留分は本年7月1日以降に発生した相続に適用されます。)

遺留分とは？そして、改正ポイントは？

遺留分とは、遺言をもってしても奪うことのできない相続人の権利のことです。朝日新聞の記事では、遺産の「最低限の取り分」と表現しています。その方が分かりやすいでしょうか。

改正ポイントは、遺留分を金銭債権に一本化したこと。改正の背景には、中小企業の事業承継の円滑化といった社会の要請があります。従来は、社長が株式や事業用不動産を後継者に相続させようと遺言をしても、他の相続人が遺留分を主張した場合、全ての財産が後継者と遺留分を主張した相続人との共有となり、その結果、株主総会での決議ができなくなったり、不動産を担保に融資を受けることが難しくなるなど、事業の継続に困難が生じていました。一方、遺留分を主張した相続人の多くは、遺産を共有することが目的ではなく、金銭での解決を望んでいると思われるところから、改正法は、遺言者の意図の尊重と、相続人間の公平を主張する者に与える手段とのバランスを図ったものといえるでしょう。

遺留分の割合は？

兄弟姉妹や甥姪に遺留分はありません。直系尊属（父母、祖父祖母等）のみが相続人である場合は、相続人全体の遺留分は3分の1。それ以外の相続人の組み合わせの場合は、2分の1。各相続人個別の遺留分は、これに法定相続分の割合を乗じて算定します。例えば配偶者と子ab2名が相続人である場合、

$$\text{配偶者の遺留分} = (\text{全体の遺留分}) 1/2 \times (\text{配偶者の法定相続分}) 1/2 = 1/4$$

$$\text{子 a の遺留分} = (\text{全体の遺留分}) 1/2 \times (\text{子 a の法定相続分}) 1/4 = 1/8 \quad \text{となります。}$$

遺留分を主張して取り戻せる額の計算方法は？

遺留分額算定の基礎となる財産の額の算定式は、以下のとおりです。

$$\text{基礎となる財産の額(A)} = (\text{a}) \text{被相続人が相続開始の時点で有した財産の額} \\ + (\text{b}) \text{贈与した財産の額} - (\text{c}) \text{債務の全額}$$

(b) の生前贈与の対象範囲が改正で縮小されました。

	相続人以外	相続人
生前贈与（相続開始前） の対象範囲	開始前の1年間（贈与契約日） になされた贈与	開始前の10年間（贈与契約日）に なされた贈与

なお、贈与の当事者双方が、遺留分を主張する者に損害を加えることを知って贈与をした場合は、相続人かどうかに関わらず、期間の制限はありません。

贈与した財産が時の経過で滅失や価値の増減があったとしても、相続開始時の時価により計算します。廉価での売買をしている場合も、その差額を基礎財産に参入することが明確になりました。

遺留分侵害額（取戻せる額）の計算式は、以下のとおりです。イの特別受益の額を差し引くことを忘れがちですのでご注意ください。

$$\text{遺留分侵害額} = \text{A} \times \text{遺留分を主張する相続人の遺留分の割合} \\ - \text{イ} \{ (\text{a}) \text{遺留分を主張する者が受けた遺贈又は特別受益の価額} \\ + (\text{b}) \text{遺留分を主張する者が承継する相続債務の額} \}$$

遺留分を主張すると？

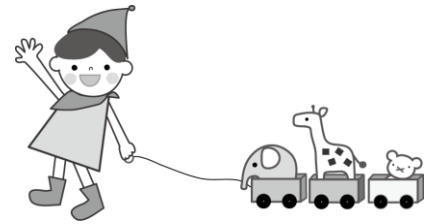
改正法によって、遺留分を主張しても、遺贈や贈与の権利関係には影響を及ぼさず、金銭債権化、即ち侵害額に達するまで金銭請求に限定して主張できるようになりました。遺贈を受けた者→贈与を受けた者の順に侵害額を負担していきます。遺贈が複数あるとき、贈与が同時期に複数あるときは、その目的の価額の割合に応じて負担します。同時期でない贈与が複数ある場合は、新しく贈与を受けた者から古い贈与の順に負担します。但し、遺言者が遺言で違う順、違う割合で負担する意思を示している場合は、それに従いますので、遺留分を侵害することが明確な場合の遺言には、この記載が重要です。

遺産に現預金が少なく、遺産から支払えない場合は？

合意により、他の財産をもって支払いに代えることもあるでしょうが、改正法では、遺留分を主張された者が、直ちに金銭を用意することができない場合に備え、裁判所の裁量で、支払いに相当の猶予を認めることができる規定を設けました。

事務所の遺言セミナーでは、限られた時間で、遺留分にまで言及できないところが気がかりでした。今回もどこまでお伝えできたか、心許ないところですが、考えるきっかけとしていただければ幸いです。

(佐井恵子)



司法書士法が改正されます

令和元年 6 月 6 日の参議院本会議において、司法書士法の改正案が全会一致にて成立しました。この改正で、「司法書士の使命」規定が新たに設けられることになりました。

(司法書士の使命)

第 1 条 司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

実は、法律で「使命」が定められている士業はそう多くありません*。

今まで司法書士の「使命」がなかったのかと言われるとそうではなく、司法書士は登記や裁判という公益的な仕事を担っていますので、使命や倫理観なくして業務を行うと社会への弊害が大きいという自覚から、司法書士会が自主的に使命を定め、周知して会員への倫理研修を重ねてきました。

私たちは、法律がどうであれ、国民の権利の擁護や、自由で公正な社会実現という思いをもって執務に取り組んできましたが、それが形になったということは非常に嬉しく、また司法書士会全体として、前向きに社会貢献活動を行い、取り組んできた結果だと思えます。

この改正で、ますます世間の目は厳しくなると考えています。今後も司法書士が必要とされ続けるためには、これにこたえて信頼される資格でなければなりません。

当法人は、法改正された「使命」と事務所理念「私たちは笑顔の和を広げます ～ひとりひとりを尊重する豊かな社会のために～」をもって、執務に取り組んでいきますので、今後とも宜しくお願い致します。

(山添健志)

*現行法上、使命に関する条文がある士業は、弁護士、税理士、公認会計士、弁理士です。

CSR活動 1年間の活動報告

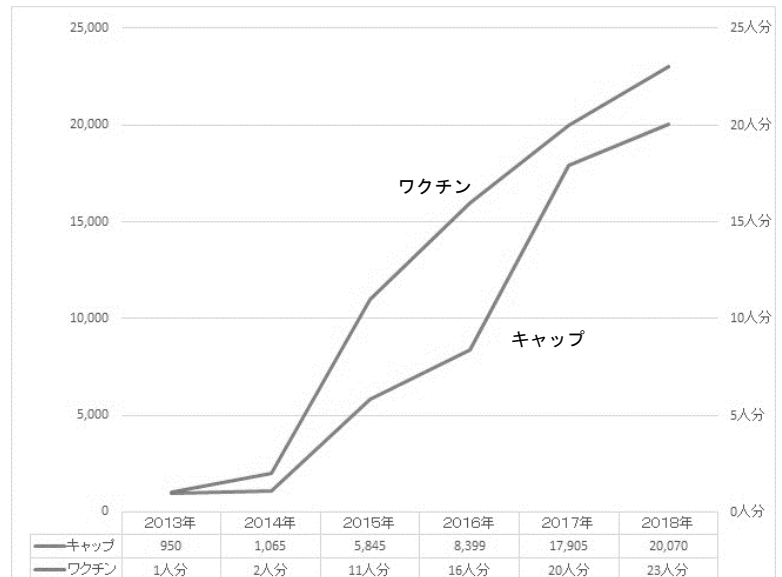
この1年の結果をご報告いたします。

ペットボトルのキャップ回収

CSR活動として始めたペットボトルキャップの回収は6年目を迎えました。今年も大阪市北区社会福祉協議会内の北区ボランティア・市民活動センターにペットボトルキャップを届けました。1年間で20,070個のペットボトルキャップが集まりました。多くの皆様にご協力をいただきました。ありがとうございます。

2016年までは530個のキャップでポリオワクチン1人分でしたが、2017年度以降、飲料メーカーの環境配慮活動によりキャップが軽量化され、860個で1人分となり、今年度はポリオワクチン23人分のキャップが集まりました。

7年目へ向けてCSR活動を継続して参ります！！
(中村佐和子)

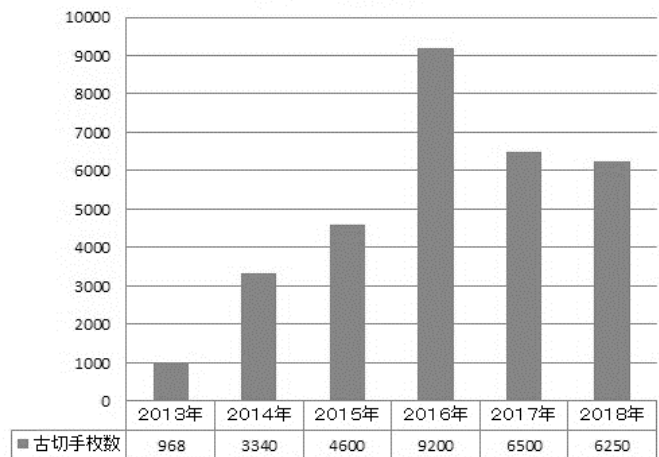


使用済切手の回収

今年は6,250枚の古切手を「公益社団法人キリスト教海外医療協力会」にお届けしてきました。昨年度は、バングラデシュ、ウガンダ、タンザニア等への医師の派遣、現地医療従事者の派遣に役立てられたとのことで、団体の集計で約2400万円相当の換金をして支援費用に充てることができたと言報告を受けました。

今後とも何卒宜しくお願い致します！
(山添健志)

古切手枚数



えがお基金

認知症サポーター養成や、認知症予防プログラム等を実施している団体、認知症患者や家族のサポートをする団体への支援になればと、2011年2月に、公益社団法人 大阪コミュニティ財団で、えがお基金を設立しました。毎年、少額ですが寄付を続け、2019年には83,300円、累計で430,169円となりました。コミュニティ財団では、助成を必要とする団体へ、こころざしを同じくする基金から支援ができます。えがお基金は、2013年に、札幌市の団体が障がい者施設への訪問演奏会のため、アフリカドラムを購入する費用に使われました。えがお基金が、みなさまのお役に立てる日を楽しみにしています。
(佐井陽子)

佐井事務所

スタッフ紹介

テーマ「夏バテ予防法」



佐井 恵子
司法書士
外出時の保冷剤



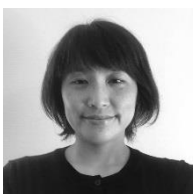
山添 健志
司法書士
スーパー銭湯



中村 佐和子
事務局
焼き肉



佐井 陽子
事務局
はらまき



後藤 葵
事務局
朝のお白湯

家族信託・成年後見セミナー 開催報告

6月26日午後2時より、新しく事務所に設けたフリースペースに10名の参加をいただき、「シニアの法律問題に備える！家族信託、成年後見講座」を開催しました。お集まりいただいた皆様からは、家族信託や成年後見制度について多くの具体的な質問をいただき、関心の深さを実感しました。「パワーポイントでの説明は、とても分かりやすかった。」「実生活に活かしたいと思います。」等の感想をいただきました。また、テミス通信第38号掲載の「パートナー契約」についてセミナーを企画して欲しいとのリクエストをいただき、とても励まされました。これからも佐井司法書士法人のアウトリーチ活動として継続してまいります。リクエストも歓迎です。皆さま、お誘いあわせのうえご参加下さい。

ありがとうございました。

(佐井恵子)



ご近所探訪 ～茶臼山・慶沢園編～

OsakaMetro 天王寺駅から北西へ400メートル、てんしばを抜け、黒田門をくぐって右手にある「茶臼山・慶沢園」へ行ってきました。近代日本の名作庭家・七代目小川治兵衛の手による日本庭園で、施主は江戸時代からの豪商で住友銀行創始者の十五代住友吉左衛門友純です。佐井事務所の近く、中之島にも、住友銀行のビルディングや住友家の寄付によって建設された中之島図書館があります。

南門を抜けると、まず広々とした池が視界に飛び込んできます。池を左に臨んで進むと、四阿が水面に張り出しています。元は茶室であつたらしい喚魚亭、その中から見渡すと、左手に竜の頭、尾、そして舟に見立てた岩が見えます。竜が池の縁に沿って寝そべっている様子です。この竜頭岩が、眉間が張って、あご



竜頭岩

がしゃくれ、なんともユーモラスな顔立ちをしています。小川次兵衛が作庭を開始したのは明治41年で、大正7年に造園完成と、実に10年近くかかったその間、四国から面白い形の岩を見つけては持ち込んだようです。

山の奥では滝が落ち、財宝を載せた舟が、海に見立てた大きな池を進んで、中央に浮かんだ中島を通り、浜に着くという大きなストーリーを住友家本邸

(現在の大阪市立美術館)側から見る事ができます。しかし10年の歳月をかけて造園した慶沢園と、屋敷の併せて12,940坪は美術館の建設のため、完成から8年後の大正15年に大阪市に寄付されました。近代実業家の心意気、どこまでもスケールの大きいお話でした。(佐井陽子)



「これだけは知っておきたい 相続法改正セミナー」のご案内

昭和55年以来、大きな見直しが行われてこなかった相続法分野において、平成30年7月6日、40年ぶりの大幅な改正がありました。「配偶者の居住権保護」や「特別寄与」に始まって、高齢社会における家族のあり方を反映した、たくさんの新たな方策が追加されました。

実務上はどのような変化があるのでしょうか、相続法改正の重要ポイントを詳しく解説します！

日頃、相続法の知識が求められるお仕事の方、てっとり早く理解したい方、ご興味がおありの方はどなた様も歓迎いたします。ふるってご参加ください。
(佐井恵子)

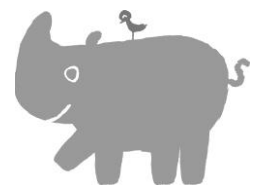
日時	9月20日(金) 18:30~20:00
受講料	2,000円 (顧問先様 無料)
定員	10名



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。梅新東法律事務所 藤原猛爾先生、株式会社ディーアイエス 澤田隆之様、池澤親彦様、七転八起 岸本正明様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・「ほうれんそう」といえば「報告・連絡・相談」と思うのは社会人。対して、「こまつな」を、「こんど、までには、つたえて、な」の意味で若い人たちは使っているとかいないとか。ゆるいけど、親密な言葉ですね。薄味の冷たくしたお浸し、夏には美味しいのではないのでしょうか。ご意見を「こまつな」して下さい。
- ・話題のドキュメンタリー映画「ニューヨーク公共図書館」を見に行きました。図書館は、貸本屋ではなく、単に本を読む場所でもなく、民主主義を下支えする公共の場であるという視点に驚きました。また、どんな映画よりも、ニューヨークに暮らす多種多様な普通の人たちを感じることができます。機会があれば是非ご覧下さい。少々長いですが、素晴らしい建物、重厚な机や椅子が並ぶ様、丁度品をみるだけでも楽しめます。
- ・東京オリンピックのチケット購入の抽選結果の発表がありましたね。当選された方はいらっしゃいますか。私たちは、応募したつもりが出来ていなかった者一名を除いて、誰もエントリーしていませんでした。競争の激しさにたじろいだ人、そもそもオリンピックに関心がない人と様々ですが、東京オリンピックはテレビで観戦ということは確定したようです。
- ・8月13日を、「普段気になっているがなかなか手が回らず、できていないことをする一日」にあてることになりました。それぞれが、何をするのかを計画します。そんなことで、当日は、打合せの予定を入れることができません。ご理解のほど、お願いいたします。
(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>